

# まもろうネットニュース第17号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和3年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）

## ▼消費者被害情報 ～布団リフォームの訪問販売～

布団のリフォームを勧誘され、しつこいので仕方なく契約をしてしまったという相談が全国の消費生活センターに寄せられております。登別市消費生活センターにおいても同様の相談が実際にありましたのでご注意ください。



《布団に限らず、強引な訪問販売によって仕方なく/焦って契約してしまった場合の対処法》

訪問販売による契約は、特定商取引法（特商法）で規制されています。事業者は勧誘に先立ち、販売目的を告げることや、同法で定められた必要事項を記載した契約書面を交付する義務があります。また、消費者は書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフにより解約することができます。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売方法に問題があれば（契約書面の不備など）事業者と交渉し解約できることがありますが、時間が経つほど難しくなりますので、解約を希望する場合は速やかに登別市消費生活センターまでご連絡ください。

予防策として、北海道消費生活条例では、「訪問販売お断りステッカー」を玄関先に貼っている家に事業者が訪問することを禁止しています。高齢の方など、事業者の訪問勧誘を望まない方は、登別市消費生活センター（市役所本庁舎2番窓口）でステッカーを配布しておりますので、お声がけください。

## ▼エゾシカとの衝突事故に注意！～車両保険の適用確認を～

道内では、エゾシカと車の衝突事故は毎年2,000件を超えます。シカなどの野生動物との衝突事故が発生した場合に自動車保険で車両補償を受けるには、単独事故を補償するタイプの保険でないと適用されません。

特に冬は路面が凍結するため、飛び出したシカを避けきれず、事故が発生しやすくなります。

今一度、自動車保険の契約内容を確認しておきましょう。





# 誰でも簡単に稼げる!? ネットでのもうけ話に注意

## 事例

SNSから、簡単に稼げるというサイトにアクセスした。「1週間に1回5分の作業をするだけで誰でも簡単に稼げる」との説明があり、個人情報を登録した。同様のサイト二つにそれぞれ約2万円ずつデビットカードで支払った。塾費用を稼ぎたいと思い、マニュアル通りにやってみたが収入を得ることはできなかった。

(当事者:高校生 男性)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 簡単にお金を稼ぐ方法等と称する情報(いわゆる情報商材)がインターネットで販売されており、中学生や高校生からも相談が寄せられています。
- 副業サイトやSNSなどで「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、楽に稼げるうまい話はありません。
- 広告や説明と違って情報の内容に価値がない、収入が得られないという相談がみられます。情報商材は購入するまで内容を確認することはできません。安易な購入はやめましょう。
- 未成年の契約は、取り消しができるケースもあります。困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



さぼーとくん